

外貨定期預金規定

1. (預金の支払時期)
 - (1) この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。
 - (2) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
2. (外貨現金による受入れ・払戻し)

この預金は外貨現金による受入れまたは払戻しはできません。
3. (利息)
 - (1) この預金の利息は証書記載の期間および利率によって計算します。
 - ① 満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日の当金庫所定の外貨普通預金利率によって計算します。
 - ② 書替継続の場合の書替継続後の外貨定期預金には書替日における当金庫所定の外貨定期預金の利率を適用します。
 - (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの機関につき解約日の当金庫所定の外貨普通預金利率により計算します。
 - (3) この外貨定期預金の付利単位は当金庫所定の通貨単位とします。
4. (相場・手数料)
 - (1) この預金の払戻しに際し、証書記載と異なる幣種にて支払う場合には当金庫所定の為替相場により換算します。
5. (為替予約)

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める外国為替予約約定書の各条項に従って処理するものとします。
6. (預金の解約、書替継続)
 - (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
 - (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。

 - ① 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D.暴力団準構成員 E.暴力団関係企業

F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

G.その他AからFに準ずる者

③ 預金者が、次のいずれかの関係を有することが判明した場合

A.前号AからG（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること

B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E.その他AからDに準ずる行為

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) この預金の証書または印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この預金の証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

この預金の証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたが上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設を

お断りするものとします。

1 1. (適用法令)

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

1 2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取次店に届出てください。
また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取次店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取次店に届出てください。
- (4) 前(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取次店に届出てください。
- (5) 前(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

R2.4(作)